

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画(成果目標)

分野	国の成果目標	新計画の「市の基本的な考え方」(案)	「成果目標」設定の考え方	目標設置に伴う根拠	現行計画の目標値	
施設入所者の地域生活への移行	・令和8年度(2026年度)末までに、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。	・令和8年度(2026年度)末までに、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者の6%以上が、地域生活へ移行することを目指します。	地域生活移行者数を令和4年度(2022年度)末時点の全入所者364人で除した値	地域生活移行者数を令和4年度(2022年度)末時点の全入所者364人で除した値	【目標値】 21人	
		令和11年度(2029年度)末までに、令和8年度(2026年度)末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを目指します。	令和8年度(2026年度)末時点の全入所者予想値363人で除した値	令和8年度(2026年度)末時点の全入所者予想値363人で除した値	【目標値】 21人	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・令和8年度末までに精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上とすることを基本とする。	・長期入院患者数及び退院率に関する成果目標は設定しないが、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守りの体制の整備をはじめ、就労移行・継続支援及び共同生活援助(グループホーム)等の居住の場や、自立訓練事業等の日中活動の場などの生活基盤の整備など、地域生活移行後に対応するための支援体制を圏域ごとに構築できるよう、協議の場を通じて検討を進めていきます。				
		・令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。	・1年以上の長期入院患者の削減目標は設定しないが、医療機関との連携を強化し、退院の支援と地域生活移行後の支援体制の構築を進めます。			
		・令和8年度の精神病床における早期退院率:3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上を目指すこととする。	・1年以上の長期入院患者の削減目標は設定しないが、医療機関との連携を強化し、退院の支援と地域生活移行後の支援体制の構築を進めます。			
地域生活支援の充実	・各市町村における地域生活支援拠点等の整備、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。	・基幹相談支援センターを設置し、地域生活支援拠点事業等と連携しながら、面的な支援体制の構築を進めます。				
地域生活支援の充実	・地域生活支援拠点事業の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討を行う。	・地域生活支援拠点事業の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討を行います。				
	【新規】 ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。	・基幹相談支援センターに強度行動障害コーディネーターを配置し、支援者への助言やサポートを行うことにより、地域の支援力向上や支援体制の強化を図ります。				
福祉施設から一般就労への移行等	・就労移行支援事業等の利用を経て一般就労する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上を目指すこととする。 ・就労移行支援事業:令和3年度実績の1.31倍以上 ・就労継続支援A型事業:令和3年度実績の1.29倍以上 ・就労継続支援B型事業:令和3年度実績の1.28倍以上	就労移行支援事業等の利用を経て一般就労する者の数を令和8年度中(2026年度中)に令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上を目指す。 ・就労移行支援事業:令和3年度(2021年度)実績の1.31倍以上 ・就労継続支援A型事業:令和3年度(2021年度)実績の1.29倍以上 ・就労継続支援B型事業:令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上を目指す。	国の成果目標を見据え、実績ベースから算出。 ・116人*1.31=151(令和3年度実績の1.28倍) ・8人*1.29=10(A型3年度実績の1.29倍) ・29人*1.28=37(B型3年度実績の1.28倍)	116人(一般就労:令和3年度実績)8人(A型:3年度実績)29人(B型:3年度実績)	【目標値】 一般就労移行:151人 A型から:10人 B型から:37人	
		就労移行支援事業等の利用を経て一般就労する者の数を令和11年度中(2029年度中)に令和8年度(2026年度)実績の1.28倍以上を目指す。 ・就労移行支援事業:令和8年度(2026年度)実績の1.31倍以上 ・就労継続支援A型事業:令和8年度(2026年度)実績の1.29倍以上 ・就労継続支援B型事業:令和8年度(2026年度)実績の1.28倍以上を目指す。	令和8年度(2026年度)末時点の目標値に乗じた値 ・151人*1.31=197(令和3年度実績の1.28倍) ・10人*1.29=12(A型3年度実績の1.29倍) ・37人*1.28=47(B型3年度実績の1.28倍)	令和8年度(2026年度)目標値 一般就労移行:151人 A型から:10人 B型から:37人	【目標値】 一般就労移行:197人 A型から:12人 B型から:47人	

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画(成果目標)

分野	国の成果目標	新計画の「市の基本的な考え方」(案)	「成果目標」設定の考え方	目標設置に伴う根拠	現行計画の目標値
福祉施設から一般就労への移行等	【新規】 ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。	・令和8年度(2026年度)末までに、令和4年度(2022年度)末時点の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを目指します。	事業所ベースで5割以上かつ人数ベースでは5割以上	令和4年度実績 事業所数9/19(47%)	【目標値】 10事業所
		・令和11年度(2029年度)末までに、令和8年度(2026年度)末時点の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを目指します。	事業所ベースで5割以上かつ人数ベースでは5割以上	令和8年度目標値 事業所数9/19(47%)	【目標値】 10事業所
	・就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする。	・就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度(2026年度)末の利用者数を令和3年度(2021年度)末実績の1.41倍以上とする。	国の成果目標を実績ベースから算出し、116人*1.41=164とする。	国の成果目標を実績ベースから算出し、116人*1.41=164とする。	【目標値】 164人(1.41倍)
		・就労定着支援事業の利用者数は、令和11年度(2029年度)末の利用者数を令和8年度(2026年度)末実績の1.41倍以上とする。	令和8年度(2026年度)末時点の目標値に乘じた値 ・164人*1.41=231	【目標値】 231人(1.41倍)	
	・就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。	・就労定着率について、令和8年度(2026年度)の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。	令和4年度(2022年度)末時点の実績ベースから算出。	令和4年度(2022年度) 11*0.25=3	【目標値】 3事業所
		・就労定着率について、令和11年度(2029年度)の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。	令和8年度(2026年度)末時点の予想ベースから算出。	令和8年度(2026年度) 11*0.25=3	【目標値】 3事業所
		・関係所管と連携し、地域の実情を踏まえた農福連携の実施に向けた方策を検討しつつ、関係機関への協力を求めます。	農業分野については、年度ごとに切れ目なく事業所のエントリーを促す。福祉と繋げられる関係機関を模索する。	農業塾は毎年2事業所がエントリーする。	【目標値】 4事業所
障害児支援の提供体制の整備等	・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置する。	2カ所のセンターについて、地域の発達支援に関する相談機能として活用する。			
	・障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。	・市には保育所等訪問支援事業所が9カ所(令和6年〔2024年〕3月末時点)ありますが、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、保育所等訪問支援事業所の拡充を目指します			
	・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。	・市内には重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が5カ所、放課後等デイサービス事業所が6カ所あり、さらなる拡充を目指します。			
	・各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。	・市では医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置しており、引き続き医療的ケア児の実態やニーズに基づき、必要な施策を検討していきます。			

分野	国の成果目標	新計画の「市の基本的な考え方」(案)	「成果目標」設定の考え方	目標設置に伴う根拠	現行計画の目標値
障害児支援の提供体制の整備等	・各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	・市では医療的ケア児コーディネーター事業を業務委託により実施しており、地域のコーディネーターとも連携を図りながら、さらに支援体制の充実を図っていきます。			
相談支援体制の充実・強化等	・令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。	・令和7年度(2025年度)末までに基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図ります。			
	【新規】 ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。	・基幹相談支援センターを中心に協議会とも連携しながら、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を進めていきます。			
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	・令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。	・市職員に対し、東京都等が主催する研修、講習会等に参加し、障害サービス等に関する知識を習得し、スキルアップを図ります。			
		・障害福祉サービス事業者における支援の質を向上させるため、虐待防止研修等を実施するほか、国及び東京都において開催される各種研修の受講を促し、受講機会の拡充を図ります。			